

2009年2月6日 全13頁

有価証券の減損処理（会計・税務）①

～時価がある場合

制度調査部

鳥毛 拓馬・鈴木 利光

時価等が著しく下落した場合の評価損の計上及び損金算入

[要約]

- 2008年は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなるものと考えられる。
- そこで、本稿では、有価証券のうち時価のあるものの減損処理について、会計・税務の双方の側面から、簡潔に解説するものとする。

【目次】

- I. はじめに (P1)
- II. 企業会計における有価証券の減損処理 (P2)
- III. 法人税法における有価証券の減損処理 (P9)

I. はじめに

- 2008年は、世界的な金融危機に被われた年となった。
- その結果、我が国の企業における2009年3月期の決算は、保有している有価証券の減損処理が一つのトピックとなるものと考えられる。
- そこで、本稿では、有価証券のうち時価のあるものの減損処理について、会計・税務の双方の側面から、簡潔に解説するものとする¹。
- なお、時価のない有価証券の減損処理（会計・税務）については、大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）②～時価がない場合～」（鳥毛拓馬／鈴木利光）を参照されたい。

¹ 「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（平成20年9月8日 第26版 / 編集・発行 株式会社大和総研）も参照されたい。

II. 企業会計における有価証券の減損処理

1. 有価証券の減損処理とは

- 有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（※1）（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という）第20項・第21項参照）。

当該損失の表示科目は一般的に、「投資有価証券評価損」等（特別損失）である。

（※1）従来、この処理は、取得原価の強制的な切下げを伴うことから、「強制評価減」と呼ばれていた。しかし、「金融商品会計基準」の導入により、売買目的有価証券及びその他有価証券について、原則的に時価をもって貸借対照表価額とされ、毎期末に時価評価が強制されることとなった。そのため、従来の「強制評価減」は、金融商品会計基準の導入による時価評価の強制と区別するために、「減損」という用語を用いることとなった（会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という）第283-2項参照）。

2. 減損処理の対象となる有価証券

- 減損処理の対象となる有価証券は、図表1のとおりである（金融商品会計基準第20項・第21項等参照）。

図表1 減損処理の対象となる有価証券（概要）

	有価証券の種類		減損処理の要否
時価のある有価証券(※2)	売買目的有価証券		×
	満期保有目的の債券		○
	子会社・関連会社株式 その他有価証券		
時価のない有価証券(※2)	市場価格のない株式	子会社・関連会社株式	○
		その他有価証券	
	債券	満期保有目的の債券 その他有価証券	○(※3)

（出所）大和総研制度調査部作成

（※2）金融商品会計基準の2008年3月10日改正（以下「改正金融商品会計基準」という）では、時価のある有価証券は「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外の」（改正金融商品会計基準第20項）有価証券に、時価のない株式は「時価を把握することが極めて困難と認められる」（改正金融商品会計基準第21項）株式に変更されている。これは、有価証券の時価評価の範囲を拡大することを意図した改正であり、2010年3月期の年度末の財務諸表から強制適用される²。

² 概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研制度調査部情報「金融商品の時価等の開示に関する適用指針<確定版>」（鳥毛拓馬）

◆大和総研制度調査部情報「時価評価の範囲拡大（確定版）」（吉井一洋）

(※3) 時価のない債券については、実務指針の2001年7月3日の改正前には有価証券の減損処理の一項目として規定されていた(「時価のない債券の減損処理」)。しかし、同改正後の実務指針では有価証券の減損処理とは別の項目として整理されている(「時価のない(市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない)債券の評価及び会計処理」)。もっとも、市場価格のない債券の期末評価については、同改正の前後で、「債権」と同様の評価を行う点に相違はない(実務指針第93項・285-2項参照)。そこで、本稿及び大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理(会計・税務)②～時価がない場合～」(鳥毛拓馬/鈴木利光)では、時価のない債券についても「減損処理」の対象とする。

3. 時価のある有価証券の減損処理の具体的方法

[1] 時価の「著しい下落」と「回復可能性」

- 時価のある有価証券は、時価が「著しく下落」し、かつ回復の可能性があるとは認められない場合(回復の可能性の有無が定かでない場合を含む)に、減損処理を要する(金融商品会計基準第20項参照)。すなわち、時価のある有価証券における減損処理の要否は、時価の「著しい下落」と「回復可能性」の二つの側面から判定することになる。

[2] 時価の「著しい下落」の有無

(1) 時価の下落率が取得原価に比べて50%程度以上の場合

- この場合には時価の「著しい下落」に該当する。
 なお、この場合、合理的な反証のない限り、時価が取得原価まで回復する可能性があるとは認められない。
 したがって、合理的な反証がない場合には、減損処理が必要となる(実務指針第91項・第284項参照)。

(2) 時価の下落率が取得原価に比べて30%以上50%未満の場合

- 時価の下落率が取得原価に比べて50%未満であっても、状況によっては時価の「著しい下落」があったものとして、回復可能性の判定の対象とされる。
 もっとも、この場合、時価の下落率についての固定的な数値基準を定めることはできない。
 そこで、時価の下落率が30%以上50%未満の場合、状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落」したと判定するための「合理的な基準」を設け、「著しく下落」したか否かを判断する。
 恣意性を排除するため、「合理的な基準」の内容については文書をもって設定しておき、当該基準を継続適用していく必要がある。
 「合理的な基準」は、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができる。例えば、銀行等が融資先の株式を保有している場合、融資先の自己査定の結果を踏まえて「著しい下落」に該当すると判断することも可能である。
 「合理的な基準」に該当した銘柄については、「回復可能性」の判定の対象とする必要がある。
 設定した「合理的な基準」については、その内容を注記において説明することが望ましいとされている(実務指針第91項・第284項参照)

(3) 時価の下落率が取得原価に比べて 30%未満の場合

- この場合には、一般的には「著しい下落」に該当せず、減損処理を要しない。
ただし、発行会社の業績の悪化や、（債券の場合には）信用リスクの増大等による場合など、30%未満の下落率でも「著しい下落」に該当すると設定することは妨げられず、その際には「回復可能性」の判定の対象とする必要がある（実務指針第 91 項・第 284 項参照）。

(4) 「回復可能性」の有無

- 時価のある有価証券の時価の「回復可能性」の判定基準は、図表 2 のとおりである（実務指針第 91 項・第 284 項参照）。投資信託など、株式・債券以外の有価証券も図表 2 に準じて判断する。
- 「回復可能性」の有無が定かでない場合は、「回復可能性」なしとして、減損処理が必要となる。

図表 2 「回復可能性」の判定基準

	「回復可能性」あり	「回復可能性」なし
株式	◆時価の下落が一時的なものであり、期末日後おおむね 1 年以内に時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復する可能性見込みのあることを合理的な根拠(※4)をもって予測できる場合	◆次のいずれかに該当する場合 a. 株価が過去 2 年間にわたり著しく下落した状態にある場合 b. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合 c. 2 期連続で損失を計上しており、翌期も損失計上が予想される場合
債券	◆単に一般市場金利の大幅な上昇によって時価が著しく下落した場合で、いずれ時価の下落が解消すると見込まれる場合	◆信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合（格付けの著しい低下があった場合、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合等）

（出所）大和総研制度調査部作成

（※4）この場合の「合理的な根拠」は、個別銘柄ごとに、以下の事項等の時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して検討することが必要とされている。

- 株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向
- 最高値・最安値と購入価格との乖離状況
- 発行会社の業況等の推移

4. 減損処理後に比較すべき原価（切放し法と洗替え法）

[1]切放し法と洗替え法

(1) 切放し法

- ここで切放し法とは、減損処理を行った後の会計期間末の帳簿価額を時価または実質価額に付け替えて、当該銘柄の取得原価を修正する方法をいう。
切放し法の場合、減損処理後に比較すべき原価は、期首の帳簿価額である。

図表 3 切放し法（イメージ）

	取得時	決算1期	決算2期
帳簿価額	100	100	50
時価(実質価額)		50	60

(出所) 大和総研制度調査部作成

(2) 洗替え法

- ここで洗替え法とは、会計期間末における減損処理に基づく評価損の額を翌会計期間の期首に戻し入れ、当該戻し入れ後の帳簿価額と会計期間末の時価または実質価額を比較して減損処理の要否を検討する方法をいう。

洗替え法の場合、減損処理後に比較すべき原価は、取得原価である。

図表 4 洗替え法（イメージ）

	取得時	決算1期	決算2期
帳簿価額	100	100	100
時価(実質価額)		50	60

(出所) 大和総研制度調査部作成

[2] 会計原則上の処理規定**(1) 通期財務諸表**

- 通期財務諸表では、減損処理後に比較すべき原価は、切放し法を採用し、期首の帳簿価額とする必要がある（金融商品会計基準第 22 項参照）。

これは、その他有価証券の時価評価について洗替え法を採用していることから、翌会計期間において当期の減損処理に実効性をもたせる必要があるためである（金融商品会計基準第 18 項・84 項参照）。

(2) 四半期財務諸表

- 四半期財務諸表では、減損処理後に比較すべき原価については、切放し法と洗替え法の選択適用が認められており、期首の帳簿価額と取得原価（取得時の帳簿価額）のいずれかを選択することができる（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 4 項・第 85 項参照）。

このように、四半期財務諸表で、通期財務諸表では認められていない洗替え法の適用を認めるのは、四半期決算の適時性及び迅速性を考慮し、簡便な会計処理を認める必要があるためである³。

³ 概要については、大和総研制度調査部情報「四半期会計基準・適用指針公表（概要編）」（吉井一洋）を参照されたい。
<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/accounting/07032901accounting.pdf>

5. 有価証券における時価の入手・算定方法

[1]時価の入手・算定方法（概略）

(1) 時価の定義

- 前述したように、有価証券の減損処理とは、保有している有価証券の時価が著しく下落し、かつ回復の可能性があると認められない場合、または実質価額が著しく下落した場合に、その帳簿上の取得原価を決算時点の時価または実質価額に強制的に切下げ、切下げた分の額を損益計算書で損失として処理することをいう（P2 参照）。

そこで、「時価」とは何か、どのように入手・算定するのが問題となる。

- 「時価」とは、「公正な評価額」（金融商品会計基準第 6 項等）をいう。「公正な評価額」は、「市場価格」（※5）の有無により、図表 5 のように求められる。

（※5）「市場価格」とは、市場（公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる）において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場をいう（金融商品会計基準第 6 項・第 54 項参照）。

図表 5 「時価」＝「公正な評価額」

時価のある有価証券(※2)	「時価」＝「公正な評価額」	
	市場価格あり	市場価格に基づく価額
市場価格なし	合理的に算定された価額	
時価のない有価証券(※2)	市場価格がなく、かつ時価を合理的に算定できない	
	—	

（出所）大和総研制度調査部作成

- 以下、「時価」、すなわち「公正な評価額」の入手・算定方法を概説するものとする。

(2) 市場価格に基づく価額

- 市場価格とは、市場（公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれる）において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場をいう（金融商品会計基準第 6 項・第 54 項参照）。

具体的には、以下の取引価格を市場価格とする（実務指針第 48 項・第 257 項参照）。

- ① 取引所に上場されている金融資産について公表されている取引価格（※6）
- ② 店頭において取引されている金融資産について公表されている取引価格（※7）
- ③ ①または②に準じて随時、売買・換金等が可能なシステム（※8）により取引されている金融資産について公表されている取引価格

（※6）原則として取引所（海外のものを含む）における取引価格とする（一つの金融資産が複数の取引所に上場されている場合は、当該金融資産の取引が最も活発に行われている取引所のものとする）（実務指針第 49 項・第 257 項参照）。

（※7）日本証券業協会等、公正な価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表する価格とする。ただし、それらの価格の入手が困難または不可能な場合は、証券会社や銀行等

のブローカーの店頭において成立する価格（気配値を含む）とすることもできる。この場合にはそのブローカーの店頭が当該資産の流通性及び換金性を十分に確保しているものでなければならない（実務指針第 49 項・第 257 項参照）。

（※8）金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場等がその例である。この場合にはそのシステムが当該資産の流通性及び換金性を十分に確保しているものでなければならない（実務指針第 49 項・第 257 項参照）。

- 市場価格に基づく価額とは、売買が行われている市場において金融資産の売却により入手できる現金の額または取得のために支払う現金の額をいう（実務指針第 48 項参照）。

（3）合理的に算定された価額

- 市場価格がない金融資産の時価すなわち公正な評価額は、合理的に算定された価額である。
- 市場価格がない金融資産とは、以下のような金融資産をいう（実務指針第 53 項・第 258 項参照）。
 - ① P6 (2) ①②③に該当しない金融資産
 - ② 何ら広く一般に価格が公表されていない金融資産または買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産
 - ③ 取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産または市場価格が存在しない金融資産
- 合理的に算定された価額とは、以下のような方法で算定された価額をいう（実務指針第 54 項・第 259 項参照）。
 - ① 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法
 - ② 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法（※9）
 - ③ 一般に広く普及している理論値モデル、またはブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル⁴をはじめとするプライシング・モデル（※10）を使用する方法

（※9）例えば、スワップ取引について、利子率と満期日までの期間の関係を示すイールドカーブから導き出された割引率等に基づいて現在価値を算定するものがある。

（※10）例えば、オプション取引について、オプションの基礎商品の現時点での市場価格・市場レート、オプション行使価格、満期までの期間、市場金利や基礎商品価格自体のボラティリティ等の要素に基づいて算定するものがある。

（4）有価証券の種類ごとの時価（公正な評価額）

- 時価のある有価証券に付すべき時価、すなわち公正な評価額を、その種類ごとに「市場価格に基づく価額」と「合理的に算定された価額」とに区分して例示すれば、図表 6 のとおりとなる（実務指針第 267 項参照）。

⁴ 概要については、大和総研制度調査部情報「[[図解]ストック・オプションの価値測定方法（上）」「[[図解]ストック・オプションの価値測定方法（下）」（竹口圭輔）を参照されたい。

図表 6 有価証券の種類ごとの時価（市場価格に基づく価額）

有価証券の種類	時価(市場価格に基づく価額)	時価(合理的に算定価額)
1. 株式		
(1) 上場株式	取引所の終値または気配値	-
(2) 店頭登録株式	業界団体が公表する基準価格	-
(3) 非公開株式	ブローカーまたはシステム上の売買価格または店頭気配値	-
2. 債券		
(1) 上場債券	取引所の終値若しくは気配値または店頭気配値	-
(2) 非上場債券	次のいずれか ①業界団体が公表する売買参考統計値 ②ブローカーまたはシステム上の売買価格または店頭気配値	次のいずれか ①比準方式等により算定した価格 ②ブローカーから入手する評価価格 ③情報ベンダーから入手する評価価格
3. 投資信託	取引所の終値若しくは気配値または業界団体が公表する基準価格	次のいずれか ①投資信託委託会社が公表する基準価格 ②ブローカーから入手する評価価格 ③情報ベンダーから入手する評価価格

(出所) 大和総研制度調査部作成

[2] 「金融資産の時価の算定に関する実務上の取り扱い」

- 企業会計基準委員会（ASBJ）は、2008年の金融危機に伴う国際的な会計基準の動向に合わせて、時価の取り扱いに関する実務対応報告（減損処理そのものの改正を伴うものではない）を公表している。それは、2008年10月28日に公表された実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第25号」という）である。
- 実務対応報告第25号は、金融商品会計基準や実務指針に基づく金融資産の時価の算定について、その理解を促進するために、質問の多い点を確認することをその主眼としており、現行規定の改正を伴うものではない。
- 実務対応報告第25号は、以下の点を明らかにしている⁵。

- ◆ 変動利付国債等についても、銘柄によっては、市場価格ではなく、理論値を時価として用いることもありうると考えられる。
- ◆ 株式の時価は市場価格のみである。
- ◆ 不利な条件で引き受けざるを得ない取引または他から強制された取引による価格は時価ではない。
- ◆ 売買事例が極めて少ない金融資産や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産の時価は、市場価格ではなく「経営陣の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額」となる。
- ◆ 「合理的に算定された価額」を自社で算定できない場合は、自らの責任で業者から入手することも可能である。

⁵ 概要については、大和総研制度調査部情報「ASBJ、時価の確認文書公表」（吉井一洋）を参照されたい。

- 実務対応報告第 25 号の公表は、有価証券の減損処理における時価の「著しい下落」の判定に実務上の影響を及ぼすものと考えられる。
- 実務対応報告第 25 号は、2008 年 10 月 28 日前に終了した決算期（その中間・四半期を含む）であっても、企業が未だ公表していない財務諸表においては適用される。

Ⅲ. 法人税法における有価証券の減損処理

- 法人税法では原則として、資産の評価損を損金に算入することはできない(法 33①)。
- しかし、以下の有価証券については、損金経理を要件として、評価損の損金算入が認められる(減損処理、法 33②)。

●評価損計上の対象となる有価証券

- ①上場有価証券等※(取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券)
※ただし、企業支配株式等(20%以上の子会社株式等)は②に含まれる
- ②①以外(企業支配株式等を含む)

- 評価損の判定は、銘柄ごとに行うものとされる(法人税基本通達(以下、基通)9-1-1(5))。
- 以下では、①上場有価証券等について概説する。

(1) 上場有価証券等の評価損の損金算入が認められる場合

- 上場有価証券等について、評価損の損金算入が認められるためには、以下のⅠ～Ⅲいずれかの事実が生ずることを要する(法令 68 二)。
- 評価損の計上は、その有価証券の時価を限度とされる。すなわち、「評価換えの直前の帳簿価額と評価換えをした日の属する事業年度終了時の時価との差額」を限度とする。

●上場有価証券等の評価損の損金算入が認められる場合

- Ⅰ. 価額が著しく低下したこと
- Ⅱ. 内国法人について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画認可の決定があったことにより、これらの法律の規定に従ってその有価証券につき評価換えをする必要が生じた場合
- Ⅲ. Ⅱに準ずる特別の事実

Ⅰ. 価額が著しく低下したこと

- 価額が著しく低下したこととは、以下の 2 つを同時に満たした場合をいう。単に帳簿価額の半分以下になっただけでは認められない。

●価格が著しく低下したこと

- ア. 期末の時価（取引所等の公表する最終価格）が帳簿価額のおおむね2分の1以下になった場合
 イ. その回復が近い将来に見込まれない（その判断は、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえて、当該事業年度終了時に行う）場合

ア. 時価が簿価の50%以下になったこと

- ここで、評価損の計上が認められる上場有価証券等の時価は、税務上、売買目的有価証券の期末評価に適用する時価が準用されており、以下のとおりとなる。

●評価損の計上が認められる上場有価証券等の時価

有価証券の区分	時価
①取引所売買有価証券（その売買が主として証券取引所（外国証券取引所を含む）で行われている有価証券）（※1）	取引所において公表された事業年度終了日の最終価格（※2）
②店頭売買有価証券及び取扱有価証券	認可協会によって公表された事業年度終了日の最終価格（※2）
③その他価格公表有価証券（①②以外の有価証券で、価格公表者（※3）によって公表された売買価格又は気配相場の価格があるもの）	価格公表者によって公表された事業年度終了日の最終価格（※2）

- ※1 その有価証券の売買取引が証券取引所でもっとも活発に行われているかどうかにより判定。判定が不明なものは、原則として、国内の売買取引の状況から判断するが、外国証券取引所で実際に取得した有価証券は、取引所売買有価証券として扱うことができる。
- ※2 事業年度終了日において公表された最終価格がない場合には同日の最終の気配相場の価格とし、同日における最終価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、事業年度終了日前の直近の公表された最終価格又は最終の気配相場の価格とする。
 最終の気配相場とは、原則として最終の売り気配と買い気配の仲値とされるが、いずれか一方しか公表されていなければ、公表されている売り気配又は買い気配とする。
- ※3 価格公表者とは、有価証券の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその有価証券の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合の価格公表者をいう。
- ※4 変動利付国債等は、②店頭売買有価証券及び取扱有価証券または③その他価格公表有価証券にあたるものと思われる。
 変動利付国債等については、会計上の解釈により、銘柄によってはマーケットの価格ではなく、理論値を時価として用いることもありうると考えられるが、税務上は、②店頭売買有価証券及び取扱有価証券または③その他価格公表有価証券のままでは理論値を時価として用いることができない模様である。また、税務上、①～③以外の有価証券のうち、「償還期限及び償還金額の定めのある有価証券」に変わったものとしても、理論値を時価として用いることができるかどうかは明確ではない。ただし、会計上、理論値を用いた場合、減損処理は不要になるケースが多いと思われるので、税務上も特に問題にはならないと考えられる。

- なお、上記の①～③以外の有価証券のうち、「償還期限及び償還金額の定めのある有価証券」は、「時価のある有価証券」ではあるものの、評価損の計上が認められる「上場有価証券等」には含まれず、税務上、「上場有価証券等以外の有価証券等」として評価損の計上が認められることになる⁶。
- ただし、「償還期限及び償還金額の定めのある有価証券」の評価損の計上における税務上の時価について、法令上明確には規定されていない。仮に「売買目的有価証券」の時価の規定を準用したとすると、

⁶ 時価のない有価証券の減損処理（会計・税務）については、大和総研制度調査部情報「有価証券の減損処理（会計・税務）②～時価がない場合～」（鳥毛拓馬／鈴木利光）を参照されたい。

税務上の時価は、「償却原価法その他合理的な方法により計算した金額」になる⁷。「合理的な方法により計算した金額」とは、例えば、次の価格をいう。

- (1) 上場有価証券等の市場価格に基づき、利率、残存償還期間、当該債券の発行者の信用度等を勘案して算定する理論価格方式、又は債券の種類ごとに類似した銘柄を選定し、業界団体が公表する事業年度終了の日の基準気配値の利回りを用いて算定する比準価格方式その他合理的な方法により算定した価格
- (2) ブローカー又は情報ベンダー（投資に関する情報を提供することを業としている者で、時価情報等の提供を行っている者）から入手する(1)の方法に基づいて算定された価格

- なお、上場有価証券等のうち、売買目的外有価証券については、事業年度終了日の市場価格のみならず事業年度終了日以前1ヵ月間の市場価格の平均額を時価とすることも差し支えないとされる（基通9-1-8）。
- 平均額を時価とする場合、その売買目的外有価証券が1ヵ月の間に新株の権利落ちがあった株式で、当該事業年度終了日までに新株が発行されている場合は、市場価格からその株式の**権利の価格に相当する金額**を控除した価格から平均額を算出する。権利の価格に相当する金額とは、以下の算式による。

●権利の価格に相当する金額

権利の価格に相当する金額	=	事業年度終了日以前1ヵ月間の平均額	×	(※)の旧株の毎日の市場価格の平均額	-	新株の払込金額又は給付すべき金銭以外の資産の価額	×	旧株1株について交付を受ける新株の数
--------------	---	-------------------	---	--------------------	---	--------------------------	---	--------------------

(※)事業年度終了日以前1ヵ月間以前に権利落ちとなった場合は、その権利落ちとなった日から当該事業年度終了日までの期間

イ. 近い将来に回復する見込みがないこと

- 「近い将来に回復する見込みがないこと」が要件とされた趣旨は、評価損の規定はいわば回復不能と見込まれる原価部分を損金の額に算入しようとする趣旨であるので、例えば株価が低値から高値に上向しているような場合には、近い将来に回復が見込まれるため、このような場合にまで評価損の計上を認めるべきではないという価値判断に基づくものである。
- 回復見込みの判断は、特段の事情のない限り、以下のように会計上の判断と同様に扱ってよいとされる。

●株式・債券の近い将来に回復する見込みがない場合

株式	・時価が過去2年間にわたり50%程度以上下落した状態にある場合 ・発行会社は債務超過である場合 ・2期連続で損失を計上しており、翌期も損失の計上が予想される場合
債券	・格付けの著しい低下があった場合など信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合

⁷ 税務当局は、そもそも見積もりによる損金計上は認められない傾向にあると思われるので、当該時価による評価損の損金算入が認められるかについては、税務当局に確認されたい。

- また、回復見込みの判断については、過去の市場価格の推移、発行法人の業況等も踏まえて、当該事業年度終了時に行うとされている(基通 9-1-7)。
- このため、例えば、前期末に将来的な回復が見込まれないと判断し評価損を計上した後、当期に株価が急騰して簿価を上回ったとしても前期に遡って評価損の損金算入額を是正できない旨が明らかにされている。

Ⅲ. Ⅱに準ずる特別の事実

- Ⅱに準ずる特別の事実とは、例えば、外貨建資産等について、外国為替相場が著しく変動した場合(いわゆる 15%ルール) などである。

(2) まとめ

- 以上のように、法人税法上の規定と企業会計上の規定とでは、有価証券の減損処理を行う際の判断基準が異なる。
- 例えば、会計上は、時価の下落率が 30%以上 50%未満の場合でも、合理的基準を設け一定の場合には減損処理を行うことができるが、税務上は、50%程度以上の下落がなければ損金に算入できない。
- また、会計上は、回復可能性があるといえる場合を除き減損処理が必要となるので、回復可能性が不明の場合は、減損処理が必要となる一方で、税務上は回復可能性が無い場合のみ損金算入が可能となるため、回復可能性があるかどうか不明の場合は、損金算入ができないこととなる。
- このため、会計上で減損処理された場合でも、形式的には税務において損金算入が認められない場合もあり得る。
- もっとも、税務上、回復見込みの判断について、形式的な基準はなく、また、将来にわたる有価証券の価額を予測することは困難である。このため、法人自身の合理的な判断は尊重されるべきとされる。
- したがって、50%以上の下落があった場合で会計上の減損処理が必要となった場合には、税務上、回復可能性が無いという法人自身の合理的判断がある程度は尊重されるものと思われる。
- なお、税務上、四半期での処理は行われず、また、評価損を計上した場合は、いわゆる「切放し」であり、簿価の復元はない。

● 上場有価証券等以外の有価証券の減損処理の会計・税務の比較

		企業会計	法人税法
対象		売買目的有価証券以外の有価証券	売買目的有価証券を含む有価証券
時価の下落幅	50%程度以上	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね1年以内の回復見込みがあるという合理的根拠がない場合 ・回復見込みの有無が不明の場合は、減損処理が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来回復が見込まれない場合に損金算入可 ・回復するか否か不明の場合は含まない ・その判断は、過去の市場価格の推移、発行人の業況等も踏まえて、当該事業年度終了時に行う ・「回復する見込みがない」とは、例えば、以下の場合をいう <ul style="list-style-type: none"> ○株式(次のいずれかに該当する場合) <ul style="list-style-type: none"> a. 株価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合 b. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合 c. 2期連続で損失を計上しており、翌期も損失計上が予想される場合 ○債券 <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合(格付けの著しい低下があった場合、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合等)
	50%未満(30%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の両方に該当する場合には減損処理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落」と判定するための「合理的な基準」を設け、「著しく下落」したか否かを判断 ②回復する見込みがあるとは認められない(回復するか否かが不明の場合を含む)。以下の場合は回復の見込みがあると認められない。 <ul style="list-style-type: none"> ○株式(次のいずれかに該当する場合) <ul style="list-style-type: none"> a. 株価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合 b. 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合 c. 2期連続で損失を計上しており、翌期も損失計上が予想される場合 ○債券 <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスクの増大に起因して時価が著しく下落した場合(格付けの著しい低下があった場合、債券の発行会社が債務超過や連続して赤字決算の状態にある場合等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・損金算入不可
	30%未満	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に、減損処理は行わない ・発行会社の業績の悪化や、(債券の場合には)信用リスクの増大等による場合など、「著しい下落」に該当すると設定することは妨げられない 	

以上